

## 第4回船橋市行財政改革審議会 会議録

1. 日時：平成15年8月21日(木) 13:00～15:55
2. 場所：船橋市役所 10階 第3委員会室
3. 出席者：委員 加藤会長、石井委員、鳥居委員、藤田委員、武藤委員、本木委員  
市側 砂川助役、平丸助役、平川企画部長、阿部総務部長、足立財政部長、新山行  
財政改革推進室長、林行政管理課長、高地職員課長、山崎財政課長 ほか
4. 議題：(1) 一般的な事務事業の見直しについて  
(2) 市税等の確保について  
(3) 扶助費の見直しについて  
(4) 普通建設事業の取り扱いについて  
(5) 公営企業・特別会計・外郭団体のあり方について  
(6) 受益者負担の適正化について

### 【議事】

会長：

定刻となりましたので、第4回行財政改革審議会を始めます。

審議に入ります前に事務局から報告があります。

市：

市民の意見についてでございますが、先に皆様にお送りいたしましたように、7月中に、市のホームページを通じた電子メールや、FAX、葉書などで、合計で107の個人、団体から意見が寄せられました。このうち、保育所の民間委託に関するものが90件、その他が17件となっております。意見募集につきましては当初7月末までと考えておりましたが、8月以降も継続して行うこととしまして、8月に入りましてから寄せられたものを、本日追加分として、お配りしました。

それから、今日市役所の労働組合、保育園の時間外保育士の労働組合、保育園の父母の会の連絡会から保育所の民営化反対ということではがきを800通近く預かりましたので報告いたします。また、各園の父母会の会長の名前で要望書のような形で来ております。

会長： 只今の件につきまして何かご質問はございますか。

情報公開された結果大変たくさんのご意見を賜っております。これは9月2日の意見をまとめます時にうまく盛り込んだ形で対応できたらと思っております。

次に、砂川助役から審議につきましてご発言があるということでございます。

市： 前回の審議会では、受益者負担の適正化や特別会計のあり方について、十分な資料がなく申し訳ございませんでした。

追加でデータを送りましたが、それについて個別に審議しますとかなりの時間がかかりますので、受益者負担といった大枠について方向性のようなものをここでご審議いただければ、個別については別途検討する場がありますので、この審議会でも出された方針を踏まえて検討したいと思います。

今日議論いただく扶助費ですとか普通建設事業につきましてもかなり項目が多岐にわたっておりますので、これらについても枠そのものについてご議論いただければ幸いです。よろ

しく願います。

会長： これは1番最初に伺っておけばよかったようなご指摘かと思いますが、これからそれを踏まえながら審議を進めさせていただきます。

大西委員から、本日は用務のため欠席されるとの連絡がございましたのでお伝えします。

本日の議事は、前回積み残しの2項目を含めて4項目ございます。それに加えて、前回会議で、資料の提出をお願いした、特別会計、受益者負担金関係につきまして、4項目の審議を終えた最後に審議したいと思います。

それでは、本日の審議事項の1点目「全般的な事務事業の見直しについて」を議題とし、事務局から説明願います。

委員： その前に確認しておきたい。今助役から、審議について、枠組みとか方針に絞ってデータ等の個別の審議は避けたいとのことで、基本的にそれでよろしいと思います。ただ、これだけ膨大な資料が送られていますので、それについて個々の数字はどういうものなのかという議論はよろしいわけですね。

基本的に助役の言われたことに異存はありませんし、当審議会の位置付けとしてもそうであろうと思いますが、折角出てきた資料ですので、これについての理解をするために、これはやはり必要ではないか。

会長： 個別に資料としていただいている範囲の中では、十分にご審議願いたいと思います。

それでは、「全般的な事務事業の見直しについて」を事務局から説明願います。

市：

(第3回審議会の資料1に基づき、「全般的な事務事業の見直しについて」を説明)

改革の方向で示しております焼却灰再資源化事業についてご説明いたします。

この事業は、清掃工場でごみを焼却した後に残るいわゆる焼却灰を埋め立て処分するのではなく、建設資材として再利用するために、骨材やブロックを製造しているものです。製品は、公共事業で積極的に利用しておりますが、民間での需要は少なく、費用面では、埋め立て処分より年間で8,000万円あまり負担が大きくなっております。この施設は、国の補助を受けて平成11年から稼動しておりますが、国の基準では耐用年数が7年で、18年度には処分が可能となっております。それから市債の最終償還が20年度でありますので、製品の需要の掘り起しを図るなどして、その状況を見ながら判断することになるかと思えます。

教職員住宅は、小中学校の教職員の確保を目的に昭和42年に建設したもので、12戸のうち現在の入居は2世帯ということで、その役目は終えたものと思われまます。

次に学校の統廃合についてですが、小中学校の適正規模は、小中学校とも12学級から18学級とされておりまます。市内小学校55校、中学校27校のうち小規模校とされる11学級以下の学校が現在小学校で8校、中学校で12校でございます。逆に、大規模校とされる19学級以上が小学校で15校、中学校で5校でございます。行財政改革という視点から、ここでは小規模校の統廃合をお示ししましたが、学校規模の適正化については、昨年度教育委員会が設置した市立学校等将来計画検討協議会の答申でも、統廃合や学区の見直しなどが今後の検討すべき課題であると指摘されており、今後検討する必要があるとするものでございます。

委員： 少なくとも焼却灰再資源化事業、教職員住宅、小中学校の統廃合は、基本的によろしいと思います。

ただ、ごみ処理施設を見学しながら、限られた地球資源を守るという観点からは非常にいい施

策だと考えていましたが、費用がかかる、需要が増えていないというのは残念です。あの事業は将来的にはどう考えればよろしいのでしょうか。

市： 現在は、焼却の設備自体でかなり技術が進んでおり、灰自体が出ないというものもあるそうです。それから、灰は出るけれども、焼却設備に付帯をして再利用できるようなものを作るというものもあるそうです。

市内には現在南北2か所の清掃工場がありますが、いずれも大分老朽化しておりまして、いろいろ手を加えて延命させているところですが、将来的には、建て替えなどの際にどのような設備を導入するのか検討することになるかと思えます。

会長： 縮小して新しい製品開発とか市場開発をするという方向での模索はいかがですか。

市： いろいろなところでいろいろな試みをしているようですが、どのような製品を作っているのかまでは把握しておりません。物によっては広く使われているところもあるのではないかと思います。

船橋市では駅前の歩道のブロックに利用したりというように、公共事業には大分使っておりますが、骨材にしても、建物のコンクリートの中に入れるようなものでは利用はできないということで、限られてしまうようです。

委員： 市民としてごみを少なくしようということで、市民で知恵を出し合っていこうではないかと勉強している最中です。

元々この施策は、船橋市のクリーンヒットといわれた施策の一つでもあります。余った灰は相当遠くの県まで持って行って捨てさせていただいている。そういった経費もばかにならないと聞いておりますので、そういうようなことも十分勘案した上で、今のお話で何か設備に付帯したものの中で対応できるような、そんないいものができればありがたいと思います。

しかしながら、お金という観点からはどうしてもかかりすぎるということであれば、やむをえないという気がいたします。

会長： 縮小して何か新しい製品を開発して残していくということですか。

委員： できれば。

委員： この事業は、埋める量を少なくするという自然に対する大きな役割を担っているのに、金がかかるから廃止するという方向でいいのかということは、もう少し全般的な地球環境の中で考える必要があるのではないかと。まだ始めて何年しか経っていない事業です。

会長： 次に、学校の統廃合についてはいかがでしょうか。

部長さんは、以前教育委員会にいらっしゃいましたので、何かそれに関連するお話をご存知ではないでしょうか。

市： 学校規模の適正化というのは、ある一定の生徒数がないと、学校での集団的な行事を行うにも支障をきたす。ですから教育上の観点からも一定数以上の児童・生徒がいるというのが原則です。今、地域によってはばらつきが出てきており、西部地区では一時的なマンション建設の増加によって過密な学校も出てきています。そのため、例えば児童・生徒が多くなりすぎたところは学区を特別に変えて、建物ごとに学校を変えて指定するなどしながらしのいできたという実情がございます。

そういった中で、民間の方々も入った市立学校等将来計画検討協議会でも議論がされ、学校の規模の適正化は行う必要があり、全体的な学区の再編とかなの見直し、小規模校の統合も必要といわれています。

委員： 私も市立学校等将来計画検討協議会に参加させていただきましたので、学校の統廃合、学区の見直しは現実に進んでいくであろうということは自覚していますが、本日の審議事項の普通建設事業の取り扱いについての中で、5年前の調査と違って上位に「歩道・自転車道・歩行者道の整備」「踏み切りのある路線の高架化」など生活に身近なものをやってほしいという希望が多いということは、15%の高齢化が現実にあるからだと思います。

その時に、利便性のいい駅近くに大きな建物を造ってそこに集客するというやり方ではなく、各地区で、私がイメージするのはこの場合学校ですが、学校の空き教室を高齢者の健康管理とかコミュニケーションとか社会参加の一環であるとか、いろいろな形で利用できると思います。ですから、いろいろな観点から論じられて統廃合という方向なのでしょうけれども、地域のコミュニティーの拠点としてもう一度学校を見直してはいかがでしょうかということをおっしゃっていただきたいと思っています。

市： それにつきましては、今教育委員会のほうで開かれた学校づくりというような中で、これも提言の中にいただいておりますが、学校そのものの地域への開放ですとか、地域と一体となった学校づくりということで、地域の方々の力をお借りして学校運営の中に取り入れていくというようなことも、順次考えてきています。

その中で、将来的には学校をそのようにも使うということも可能だろうと思います。ただ、文部科学省からの補助金をいただいた施設であるということもあり、相当ゆるくはなっておりますが、何が何でも全部改造してしまおうというわけにはいかない部分が多々あります。

それから、学校そのものを開放したいのですが、児童・生徒のプライバシーに関するものが相当あり、また、学校事故というのも少なくないという中で、管理体制を確立できるかという問題もあります。

そういったことから、学校施設をそのようにすぐに変えていくというわけにはなかなかいかない部分もあり、それには設備投資がかかるというものもあります。

委員： 限られた財源、限られた施設を有効に使って市民にサービスを提供するというのが本来の姿でしょうから、限られた中でうまく工夫してやっていけばいいわけです。

委員： コミュニティー活動をしている立場からすると、今おっしゃることは市民の素朴な希望です。目と鼻の先に学校がある、それが各学年1クラスしかないということが事実あります。ならばそれは一つにしてしまえばいいであろうと、近くの市民は皆そう考えています。そして、その施設を例えばコミュニティーセンターに若干改造すれば、コミュニティーの拠点として非常に有効になるであろう。

ただ、今空き教室の開放の話も出ましたけれども、これは本日の本題ではありませんので避けますけれども。

委員： 焼却灰再資源化事業や教職員住宅は関係者が少ないので、財政的な観点から比較的進めやすいかと思います。しかし、学校の統廃合は、関係者や関心のある人が多いので、この審議会で一言言ったから済むという話ではありませんし、慎重に進めるために、相当長期的な計画を立てて、関係者の合意をしっかりと得てやっていく必要があるのではないかと。

再資源化事業や教職員住宅と学校の統廃合とは性格が違うということをおっしゃっていただきたい。もうお分かりになっているとは思いますが。

委員： 国と地方との事務事業の見直しというのはよく議論になりますが、地方の中で都道府県と市町村との事務事業のあり方について、市または市民がもう少し理解を深めるような方向性

を…。

具体的には、中央卸売市場は本来船橋市域だけの問題ではなく、近隣の市町村を含めて成り立つ事業、言うなれば県の事業で、広域的な県事業のほうがふさわしいと思っています。

それから 2 次・3 次救急医療についても、船橋市単独の医療圏ということではなく、本来的には県が広域的な市町村の中で位置付けるような事業ではないか。

県道整備にしても、今ある船橋市域の県道以外に本来県道としてふさわしい道はないのか。特に人口とか経済圏が発展している地域については、それにふさわしい道路についても、市単独ではなく、県としてももう少しやるべきものがあるのではないか。

そういうことをもっと市や市民の方に関心を持っていただいて、そういう面から市行政の無駄を省くといえますか、「本来県がやるべきものは、県にやっていただきたい。」、そういう意識を醸し出せるようなものを持っていただろうか。

例えば 2 次救急についても、市がやるのならやるで、県がそれなりの財政措置をしながら事業は市立病院でやってもらいましょうとか、そういうやり方というのをもう少し皆で考える必要があるのではないか、ということできれば付け加えていただきたい。

委員： 反対するわけではありませんが、そうであるならば、船橋市が中核市になった意味を踏まえて、県にやってもらうのではなく、船橋市がやることで周辺の市町村に対してのメリットを生じているとすれば県の負担を一部もらう、あるいは、県のを船橋市が管理していればその負担は当然もらうというように、中核市としての存在というのを今の話の中に組み込んだほうがよろしいのではないかと思います。

委員： 中核市は中核市としての事業や権限があり、中核市であろうが政令市であろうが、本来的にはその市域単独ではない事業に対してであり、また、県がやれということでもなく、例えば、組合を作ってやるとか、手法はいろいろあると思います。

ですから、単に県に任せるということではなく、こういうものは市単独でやるよりも周辺の関係市が組合を作ってやっていきましょうとか、中央卸売市場であれば鎌ヶ谷など周辺の市が特別な組合を作ってやりましょうとか、そういうようにやっていくという方向ではどうかということです。

ただ、市のステータスという感じで、こういうことをやるのがいいといった意識で行われてきたということもあるので難しい面もあるとは思いますが、そういうものをこの機会に盛り込んでいけたらと思います。

委員： 私もそういう趣旨です。県に任せただけでなくということです。

会長： 今の点を取りまとめの時に盛り込むということによろしいでしょうか。

次の議題に移ります。市税等の確保について事務局から説明願います。

市：

(第 3 回審議会の資料 1 及び資料 6、7 に基づき、「市税等の確保について」を説明)

委員から「市税の徴収に関して過去に増員した分の効果は。」という質問がありましたので、お答えします。

数字的には年々落ちてきているという実態になっておりますが、逆に増員せず、徴収体制を従前のまま放置していたらもっとひどい数字になっていたのかなという予測がされております。

非常勤一般職を採用して収納員という形で配置しまして 200～300 万円位の経費で 1,000 万円位を集めているという費目もあります。そうした徴収体制の強化に努める一方で、口座振替の率

が非常に低くなっております。平成 14 年度で市民税は 26.7%、保育料は 50.3%、下水道使用料は 66.7%、国民健康保険料は 54.5%ということで、税は大変低い率になっております。

こういったものも促進して、複合的に徴収率の向上に努めていく必要があると考えております。

委員： こういう社会的背景ですので、ご苦勞の程は非常によく分かりますし、結論から言えば、改革の方向についてもこれに尽きるのではないかと。これ以外に方法は考えられません。

委員： 基本的に税の問題は、市民の意識を高めてもらうしかないと思います。税金について「取られる。」という表現が出てくる間は、こういう状態が続くのではないかと。逆に、市の事業というのは何か天から降ってくるお金でやると思われているところがあり、自分たちの税金で成り立っているという意識が少ないような気がするので、そういうことをきちんと行うことが大切だと思います。

具体的には口座振替制度の拡充を進めていっていただきたい。

それから、税金の徴収率を 1%上げれば 10 億というお金が入るわけですから、ほかの事業を見直すよりも非常に効率的です。しかし、内部的な体制として職員増でやってもらいたくはない。職員が増えたから取れるというよりも、税に対する、集金に対する意識をきちんと持った職員を税の部門に貼り付ける。今の人員が 3 割減っても、質のいい職員を持ってくれば効果が上がるのではないかという気がします。正規の職員を増員して効果を上げるというよりも、いい職員をできるだけ回す。できれば特別職のような人を嘱託とかいろいろな形で入れながら、より徴収体制を強化していくというような方向性でやっていただけたらと思います。

委員： 先程 200 万円かけて 1,000 万円徴収という説明がありました。2 割が徴収のコストというのは、私は少し高いのではないかと思います。土日に管理職の方々が回っていると聞いたことがありますし、滞納額の半分の 50 億入ってくるというものがあれば 10 億円かけてもいいのかもしれませんが、2 割をかけて徴収を増やそうというのはかかりすぎだと思います。もう少し工夫をしながら真剣に考えるべきなのではないかという気がします。

会長： 根本的には、市民が税金をとられるというような認識ではなくて、そういう不信感を払拭するような市のあり方が必要でしょう。それから、集金に対する明確な意識と説得力ある職員による徴収体制の確立ということ。しかし、根本的には我々市民が税金を納めていくという姿勢を確認し合う以外に仕方がないと思います。

委員： 税金を納められず、生活保護を受けたいという人も確実に増えていきますので、人権擁護委員をしている立場から、そういう苦汁をなめている貧困の方もいるということを頭に置きながら、市税の徴収を心がけていただきたい。

それから、悪質な高額滞納者に関して、資料には裁判所への提訴、差し押さえといったことが書かれていますが、納めたくても納められない人ではなくて、故意に悪質にやっている人をターゲットにしてもっと強硬手段といいますか、きちんとした形で対応できないのかと思います。

市： 本当に困っている方に対しては、分割納付などについて積極的に応じております。

悪質なものでは、きちんとした仕事をしていても払わないとか、土地を持っていても税金は払っていないといった例もあることも事実です。ですから、差し押さえはやりませし、差し押さえたものを現金に換えて収入にしなければいけないわけですから、そういった方向も今着手しつつあるという状況です。

委員： 今の件ですが、97 億円というのは相当な金額です。人数で 39,919 人ですか。払わない人と払えない人というのは実態調査をしているのですか。

市： 数値的なものは手元にありませんが、滞納者については個別に管理していますので、状況は把握できております。

会長： 難しい問題で、これ以上良いアイデアが出てこないようです。基本的には事務局で提示されている改革の方向に、今出てまいりましたいくつかの論点を踏まえまして、取りまとめるということにいたします。以上で、前回積み残した分の議題は終わりにいたします。

次の議題は「扶助費の見直しについて」です。事務局から説明願います。

市：

(資料1に基づき、「扶助費の見直しについて」を説明)

事前にご質問をいただいていたことに関しましてご説明いたします。

一つ目は、「扶助費の増加率が、平成7年度と10年度の3年間の決算で37%増、10年度と13年度では8%増、13年度と15年度で、これは決算と予算の比較になりますが、2年間で34%増と、増加率に変化がある要因は何か。」というご質問でございます。

これは、第1回の審議会で配付いたしました、市の中期財政見通しをご覧になったの質問だと思いますが、率が低くなっております10年度と13年度の8%につきましては、その間の12年度に介護保険制度が出来まして、それまで一般会計で計上しておりました経費を特別会計に移したことによるものでございます。

仮に制度変更がないものとして、12年度以降の決算額を置き換えますと、10年度と13年度との比較では約37%となります。

次に、13年度から15年度の2年間で34%の高い率になっている理由ですけれども、生活保護費が29%伸び、児童福祉関係で57%増になっております。児童福祉関係の増加の内訳は、14年度の途中まで県が行ってございました児童扶養手当、これは国の制度ですけれども、この事務が市に移ってまいりました。これにより、14年度に4億2,000万円、15年度に12億2,000万円支出しております。14年度と15年度で約3倍になっておりますのは、県から市に事務が移ってまいりましたのが年度途中ということで、年3回支給されるうち2回は県で支給しまして、14年度は1回分を市が支給した。翌年度は市が3回支給しておりますので約3倍ということでございます。

それから、15年度に乳幼児医療制度が従前の償還払い方式から現物給付方式に変更されまして、申請手続が不要になったことによる利用者の増加を見込みまして約4億9,000万円増の予算を計上しております。

また、今年4月に中核市へ移行いたしまして、県から市の事業となりました小児慢性特定疾患の医療費に対する助成で2億8,000万円の増となっております。

以上が、2年間で高率の伸びとなった、主な要因でございます。

二つ目に、今回の資料にございますけれども、「扶助費は10年前の平成5年度に比較して2倍近くに増加しているが、5年度と14年度を比較して、人口増あるいはサービス利用者の増加要因のほか、事業内容にどのような変化があったのか。」という質問でございます。

これにつきましては、最大の伸びを示しているのが生活保護費で約3倍、児童福祉関係で2.9倍となっております。人口増、対象者増以外の要因といたしまして、制度の改正によるものがございます。児童手当、これも国の制度ですけれども、12年度、13年度でそれぞれ対象年齢の拡大、所得制限の緩和が実施され、11億4,000万円の増となっております。また、乳幼児医療扶助が10年度に所得制限の緩和、12年度に対象年齢の拡大により、2億2,0

00万円の増、それからもう一つ、14年度に、先程触れました児童扶養手当で4億2,000万円の増となっております。

以上が制度改正による主な増加要因です。

委員： これからの方向を考える場合に、この資料を検討させていただきますとどうしても確認しておきたかったので質問いたしました。

なぜならば、資料3を見まして、市川、松戸、柏の東葛3市の平均値と船橋市を比較しますと、単独事業というのは、3市平均よりも180%となっています。人口で比較しますと134%で、総額で約150%。他の3市と比較して倍近い単独事業の福祉施策が行われている。言ってみれば、船橋市が福祉先進都市を目指すという方針の結果としてこれがあると思うわけです。それが、こういった財政上の状況から見直していかなければならないということになっている。それをどのように判断すればいいかということ考えたかったので質問させていただきました。状況はわかりました。

委員： 資料2で、対象者数が入っていないものとか0人というのは、たまたま今年が0であったとか数字が不明であるということでしょうか。

市： 把握ができていないものもありまして入っていないものもございまして。

保育手当につきましては、予算は計上しておりますが、最近の実績は0人でございます。

会長： 資料中の空欄はどうでしょうか。二つほどありますが。

市： 空欄のホームヘルプサービス事業費、小児慢性特定疾患につきましては、中核市事務でございまして、去年まで県が実施しておりました関係で入っておりません。

委員： 例えば乳幼児医療扶助費の予算額は8億1,600万となっています。この約8億の中でどういうところを見直すのか。どのくらい突出した部分があるのか。これは計数的な議論になりますから、ここでは議論しないこととしますが、他の事業に大きなしわ寄せがいつている、限られた財源の中で検討していく、このような部分にも聖域を設けないということになれば、仕方がないという気がします。

ただその中で、小児慢性特定疾患治療費研究事業というのがあります。2億7,000万あるわけですが、これは船橋市だけで出しているのか、船橋市として特殊なものなのか。そうでないとなれば、県と一緒に考えられないかということも含めて見直しをするということであれば、私は基本的な考え方に同意できます。

委員： 基本的には、行財政を何のためにやるのか。例えば、扶助費についてこのようなサービスをやりたいからほかのものを削るとか、建設事業にまわりたいから扶助費を削るとか、本来方向性がある中で行財政改革があるべきだと思う。市から出てきたことを見れば、扶助費は財政硬直化の大きな原因になるので新規の事業は出来ない、建設事業も出来ないということで、ここにも手を付けざるを得ないという背景の中から出てきたと理解はしている。

ただ、改革の方向性の中で、他の市町村と比較して突出しているものについて廃止・縮小を視野に入れるというのは考えた方がいいのではないかと。各市の福祉に対する力の入れ具合というのは異なり、市域の特性にあったものやっていたらいいので、他の市町村に合わせる性格のものではない。ただ、そういう中で扶助費が財政硬直化の大きな原因になっている。しかも、なかなか削りにくいという中で改革をしていくということであれば、扶助費の個々のものがどういう経緯の中で創設されたのかを一つずつ検証して、それが今後も継続してやらなければならないのかどうか。個々の事業ごとにきちんと見直す必要がある。



委員： 扶助費が財政を硬直化しているという現実があって、行財政改革の方向性の中でこの領域にも手を付けなければならないという緊迫感が今まであったのでしょうか。例えば、こういった福祉の面にも切り込まなくていけないほど、いろいろな市民生活に十分なサービスが出来ないという現状分析があったのでしょうか。

確かにリストラ等で市税が減少し、財政がとてども逼迫しているので行財政改革審議会を立ち上げました、皆さんのご意見を募りますという形で広報に出たとは思いますが。

一つの顕著な例がこの保育園のことで、市民に私たちの活動や検討事項が周知されていれば、ああいった逼迫した形で意見書は出てこないと思います。私自身も、1回目、2回目の時に民活をしなければいけないということで、保育園なども公設公営ではなく、民間に移行していかねばならないというつもりでしゃべっていたと思いますが、もう一度、現状に戻って考えてみると、市民は私も含めて知らなかったのかなと…。もちろん、こちらが知ろうとする意欲に欠けていたのは確かですが、やはり現状分析をして、それを行政は説明する義務があって、扶助費にも手を入れますよという説明がされてなかったと思う。市税の滞納の人たちも、まさかそこまで財政が逼迫しているとは感じていなかったのだと思う。

ですから、福祉の面に切り込みを入れる場合には個々のケースをきちんと検証して、本当にこれは必要なのか。例えば、独居老人にお弁当を届けたりすることは、とっても喜んで生きがいになっている。それを見直しの中で縮小することはいいかもしれないが、すべて廃止するのは生きがいを無くすことではないのか、とかケースバイケースでいろいろあると思う。そういった個々に関する検証なくして、この扶助費に関すること、福祉に関することは、「はいそうですね。」とは言えないと思います。

委員： まさしく、この審議会の置かれた根幹の話になるうかと思いますが、例えば、「小児慢性特定疾患治療費などは県も近隣市も巻き込んだ形の中でやっていってもいいのではないかと思われる。そういうことも含めて見直しをかけるということであればよるしいのではないのでしょうか。」というように私は申し上げたのですが、これを個々に、この部分はこうだ、ああだという議論をするのはここではないですね。

委員： ここではないです。

委員： それは、それなりの審議会なり、場づくりがされた上でやっていかれるのだろう。ここでは、こういう観点から、方向として、現状についての見直しを是認するかどうかという判断をしなければいけない。判断するための最低限の情報はこちらでいただかなければならない。

それから、今言われたように、市民にこういった緊迫した財政状況をどれほど知らせてあったのだろうかという疑問は分かります。また、数多く寄せられた市民の意見も目を通させていただき、その中には相当そういう意見もありました。そういう部分はあるかと思いますが、会長が冒頭で、こういった市民から寄せられた意見については、また、触れていきましょうと総括されていますので、そちらで出していただければと。

委員： すごく心配しているのは、あと4、5年経つと一番人口が膨らんでいる団塊の世代がどんどん定年退職になってくる。心配しているのは、今、高齢化社会になって、長生きしている。小銭を貯めた小市民がこの低金利で利息では食えない、年金も減らされていくということになると、長生きすればするほど、生活保護が増えると思う。けれど、先程から出ているように、これ以上税収は増えない。お金はない。入るを量りて出づるをなす。そういう意味では福祉といえども聖域はないといわざるを得ない。

ほかの市の市議会議員の方ですけど、「我々は人気稼業で投票に絡むから、議会では福祉にはくちばしを入れられない。」と言うのです。議員さんたちはそういうところへくちばしを入れてたくと選挙に落ちてしまうから言えない。弱者救済でなければならぬが、生活保護者はどんどん増えると思う。そうなった時に、税金は増えない、補助金は減る。どうなるのかもすごく心配しています。

委員： そのために、先程言われた給付型サービスでなく、社会的に自立を目指すほう、支援するほうにお金をかけていくことが一番大事になってくると思います。生活保護を受けられる方は、半永久的に受けるという不心得者は少ないでしょうけれど、現実にいるように聞いております。そういった人たちがもっと労働するなり、高齢者の場合には、健康管理をして自助努力で生活していけるといった社会的支援が必要になってくると思う。

私も、現実にはDVなどで何にも持たずに、身一つで出てきた人に生保を勧めたことがあります。けれども、これは、「一月とか二月、当座の支度金として生保を受けてください。その代わりその後はきちんと自立しなさい。」ということで、他にも支援できるシステムがありますのでそういったことをお勧めして、あくまでも「当座、支度金として生保を受けて、後は自立してください。」という言い方をします。

生保を受けられても継続してやるのではなく、給付する側もそれをきちんと説明をして、もちろんしていることはと思いますが、給付型ではなく、自立支援のほうに使うのだという意味合いで位置付けていただきたいと思います。

委員： 高齢者がどんどん増えて、80、90歳の人と並んでしまったらどうするのか。

委員： 高齢者雇用促進法ではありませんが、何かいい自立支援の施策を考えていかなければならない。世の中がそういう社会構成になってきている。収入がないから生保というのではなく、何かしら違った代替法で自分でやっていけるように。そのほうが生きがいもあるだろうし、これからの高齢化社会で自分を生かす途だと思う。

委員： 何かやらないとパンクしてしまいます。

委員： 私のところにも生活保護の対象者が毎日のように来ます。ですから、生活保護の状態というのは身にしみているのですが、一方で、あの人が生活保護を受けているのに、なぜこの人が受けられないのかということが、民生委員の間で非常に多くある。その条件に合えば行政としては認めることですから、これを否定するものではないのですが、船橋市の姿勢としても、健康増進課というように福祉局の組織を変えて、そういった方向を目指していると理解している。そういうことを含めた上で、こういった福祉事業を見直すことが是か非かという判断をしていかなければいけないであろうと思う。

委員： 見直しは必要ですから、その中身ですよ。

委員： 中身ということについては、具体的に個々に今ここでやっていくかということ、この場はそうではないということです。やはり、船橋の財政がここまで逼迫してきたということが、当審議会で合意できるかどうかという部分が一つ。だとすれば、もう聖域を設けることはできない。限られた財源の中で、具体的には他の経費を削減して扶助費に振り向けることも限界に来ているだろう。このような状況であるとすれば、最低限この審議会としては、最低これだけの条件だけは付けた上でこの見直しをするということになるのではないかと。

例えば、質・量とも充実した方針というのは堅持しますと前提に書いてありますから、これは当然のことです。船橋は福祉先進都市を目指してきたわけですから、こういった基本方針は守っ

てほしいとか、あるいはサービスの必要性、水準、公平性だとか、先程委員が言われたように「他市との比較だけではなく、社会状況、社会的な背景というものを十分勘案した上で判断していくべきだ、見直していくべきだ。」と、例えばそういった条件をつけた上で、この方向性について認めざるを得ないだろうと私は思います。

委員： 生活保護の場合、捕捉率が日本の場合 25%程度とされていますので、経済状況が厳しくなると、どんどん増えていく。今後も増えていくことを前提に考えていいのではないか。それにしても、手厚い福祉の一端が垣間見えたという資料でした。

一番言いたいことは、最後のところに自立型と書いてある。ただ、高齢者にしても、生活保護世帯についてもなかなか自立は難しい。そうなると、地域社会の中での共同、共助、最初のところに出ていた協働とか、市民活動団体の中には福祉型の団体も多いし、ボランティアという言葉はそもそも福祉の中から出てきたわけですから、ボランティア団体と協力しながら進めていくということも一言入れておいた方がいいのではないかなと思う。きめの細かいサービスをするとなったら、例えば、この資料の中には 1,000 円の給付を 1 件、1 件しているものもありますが、それならもう少し違った方法があるのではないかなという気もいたしますし、NPO 法人を取っているかいないかにとらわれず、積極的に市民団体との協力ということを書き込めた方がいいのではないかなという気がします。

会長： この件につきましては、2 委員の意見を踏まえまして、取りまとめるということできたいと思います。次の議題に入ります前に休憩にいたします。

(休憩)

会長： 次の議題である普通建設事業の取り扱いについて事務局から説明願います。

市：

(資料 1 に基づき、「普通建設事業の取り扱いについて」を説明)

委員： 資料 4 について質問いたします。単独事業費のなかの民生費、衛生費というように理解してよろしいのでしょうか。そういったものを含んで、普通建設事業費とっているのでしょうか。

市： 例えば建物、道路、橋梁などの工事費、それから用地購入費などが普通建設事業費として、国の決算統計という調査で区分されています。そして、例えば「うち民生費」には、保育園や児童ホームの建設費などが含まれています。

委員： 衛生費、土木費、消防費なども同じですか。

市： はい。

委員： 例えば老朽化した公民館を修繕するというのは、教育費ですか。

市： はい。

委員： 単独事業費が、5 年度と 14 年度を比較して 30 数%になっています。そのうち、民生費を同様に比較すると 26%、衛生費が 23%、土木費が 54%になります。5 年度と比較して単独事業費が総体として 30 数%しか計上できないという受け取り方をすればよろしいのでしょうか。

市： それだけが原因ではないと思います。例えば、5 年度の教育費は 121 億ですけども、これは大部分が総合体育館の建設費です。そういった大規模で補助金を受けなかった事業も含まれていますので、割り振れなかったということばかりではありません。

委員： 消防費は 114% くらいですが。

市： 消防費関係は、消防団の分団器庫、そして消防庁舎の修繕などが主なものとなっております。ですから、あまり波がありません。

委員： 教育費が 7% くらいになってしまったのは、そのように総合体育館の建設の関係なのですね。教育費は一段落したのか、それとも需要はあるのに経費を回せなくなったのかはいかがですか。

市： 回せないというのが大部分だと思います。

委員： それが先程からの議論に繋がってきているわけですね。

会長： それでは審議の方に入りたいと思います。

いかがでしょうか。PFI や民設民営などについて何かお考えはありますか。

委員： PFI はあまりよく理解してないのですが、例えば、公民館など地域の経済圏の中心にあるような施設を建て替えるときに、財産信託という形で、公民館だけではなくて民間の貸しビルの的なものも含めて総合的なものを建設し、そこから収益を得るような建替事業を実施するというのも考えてはどうか。特に、有効な土地に面している施設に関しては、こういったものを PFI の中で網羅できるのかどうか分かりませんが、信託事業の中でそういったことが出来るか聞いてみたいな感じがします。このように民間のものを取り入れるような事業形態が出来るのであれば、そういった手法で経常的な経費もその中から生み出す方向性を含めた検討が出来るのではないかと。

もう一つは老朽施設の補修。財政が厳しいと補修費用が後回しになりがちになる。そうすると、いざという時に多大な修繕費や改修費を出さざるを得ないという状態が生まれる危険性がある。その辺の見極めを十分しながら、老朽施設の補修については計画的な予算配分が出来るのであれば、そういう方向性を打ち出すことは非常に良い事ではないかと思う。

会長： 只今の信託事業では、というご指摘についてはいかがですか。

市： 現在、そこまでは検討していません。

会長： 考えていくということ、審議会の姿勢としたいと思います。

市： 今、一つの方法をいただきましたので、十分研究させていただきたいと思います。いわゆる PFI ですと、例えば老人ホームを民間事業者が建物を作ってもらって、運営してもらって、後年度買い取っていくのが PFI 方式です。ですから、今おっしゃったような民間営業活動との合築のようなものは現在全く検討しておりません。

会長： PFI で近隣の市で成功している例はありますか。

市： 市川市が保育園に関して PFI でやっているという情報は持っています。

会長： 公募して、うまく業者が集まってくれるといいのですが。

市： 適当な業者を見つけることが、どこでも難しいようです。ただ、従前は国も PFI 方式を全く認めていなかった。一つの建物を建てるのに市の一般財源だけではなかなか建てきれない、補助金がなければなかなか出来ないというのが現在の状況です。今は PFI にも補助制度を適用できるようになってきています。

委員： PFI で経費縮減できる効果額はイギリスの事例で 13% です。ですから 1 億、2 億のものではだめです。やはり、それをやってみたいという、場所が良くて、民間施設を建てて一定の収益をあげて、しかも低額で公共的な施設を含めるといって、100 億円位の事業だと言われていきます。金額が小さいと難しいです。金額が小さい場合は違った工夫が必要なのかもしれませんが、金額が大きい場合は、場所が良ければ十分参加する業者は出てくるのではないのでしょうか。具体的に

はわかりませんが、これだけ大きな市ですから、将来的には PFI を使って出来るものがあるのではないかと思います。

例えば杉並区の杉並公会堂が PFI でやっています。規模が大きくないとだめですし、完全に民間事業者に任せてしまうことによって料金設定も自由に出来る。民間企業の営業ベースに変えられるわけですから、BOT というやり方になってくるわけですね。BTO ではなく BOT が良いやり方だと。先程の信託で民間施設との合築というのは、今は PFI でやるのが多いと思います。

それからもう一点、老朽施設の補修について。福祉は削れないけど、建設事業は削れるというところがありますが、建設事業の中にも削れないものがあるだろうと思います。削れないものと削れるものと、どのように見分けるか。やはり計画的にやっていく。例えば小学校の建て替えをやらないというわけにはいかないわけですから。これは書いてありますけれども、「予算配分を計画的に行っていく必要がある。」優先順位をつけて計画的に実施していく必要があると思います。

会長： よろしいでしょうか。これらの意見を踏まえて取りまとめたいと思います。

それでは、第 3 回審議会で積み残した議題について審議します。

公営企業・特別会計・外郭団体のあり方、受益者負担の適正化について事務局から説明願います。

市：

(追加資料に基づき、「公営企業・特別会計・外郭団体のあり方について」「受益者負担の適正化について」を説明)

料金によりましては所管課が管理しております審議会がございますので、細かい数字、最終的な結末に関しましては、見直しの方向性が出れば、そちらの審議会に委ねられる段取りになっております。ですから、冒頭にもお話がありましたが、最終的に個々の具体的な数字については所管課の対応となってきますので、ご了承ください。

委員： 国民健康保険について平成 19 年度までの推計を見て、応能・応益の割合を変えたとしても、一般会計からの赤字補填は、ものすごい増え方だと思います。比率を変えることよりも全体を縮減できる政策をとった方が良いのではと、この資料から見えますと思います。

保育の方で、保育料の階層ごとの人数が分かれば教えていただきたい。前回、この第 7 階層が最も人数が多いのではないかと申し上げたのですが、もし人数が分かれば。

市： その数字は今持ってきていませんが、最高階層の少し手前が一番多かったのではと記憶しております。

委員： それは第 6 階層が最も多いというのではなく第 7 階層の中の一部が最も多いということでしょう。

私は第 1～6 階層の保育料を値上げすべきだと言っているわけではなく、例えば第 7 階層で 100 万円を超える方、もっと所得の多い方がいるわけで、そういう人達についても国基準に合わせ低く設定していることについてはどう考えていますか。しかも第 7 階層が最も多いということですから、検討の余地があると思います。

こういった資料を出していただいて、財政的な負担が大きいということがよくわかりました。具体的な手法は良くわかりませんが、見直す必要はあると思います。

委員： 保育サービスの比較を見まして、船橋市は保育サービスそのものが充実していることが良くわかるのですが、サービスまで見直すのではなくて、負担の公平という視点からの見直しですよね。その辺はどうですか。

市： 現在、担当の保育課でも、ここまで長い歴史で維持・向上させてきた保育サービスを下げたままではいけないと聞いております。例えば障害児保育を他市並みにしてしまうとか、そういったことは考えていないと聞いております。

委員： そういうことであれば、例えば3歳児で所得税額が17万の人と40万の人の保育料が同じです。他市の例を見ると他市も同じような状況ですが、これを見直すのは政策的に難しいのでしょうか。

市： 国の考え方は、保育サービスは所得の考慮もしますが、ある程度応益に準じて取りなさいということで、国は7階層にしか分かれていません。各市はもっと細かく、船橋市は16階層くらいに分かれていますが、国の基準でも所得税額が17万の人と40万の人は同じ料金になっています。ですから、こういうものを反映し、各市とも応益に近づけているという事実はあります。

3歳未満児保育料という表をご覧ください。国の徴収基準からいきますと、所得税額が408,000円を超えたものは、すべて80,000円という考え方になります。船橋市の場合も第7階層以上はすべて56,000円としています。市川市は、第7階層でも所得税に応じて、62,000円、64,700円、66,000円と分かれています。これは、逆に応益的な要素をある程度加味しているということが言えると思います。

委員： グラフを見た時に、所得税が40万以上の人について、国の基準と他の市町村がかなり乖離していることが誰の目から見ても明らかです。特にその中でも船橋市の保育料は低く、一方で保育サービスは非常に充実しているため、アエラ等で高く評価されていると聞きました。

しかし、受益と負担の公平感という観点で見ると、これは踏み込んで保育料を見直さなければいけない、と強く感じます。十分負担する能力のある方については、やはり負担していただいた方が良いのでは。負担できるのではないかと。個人的な見解ですが、しっかりと説明して現状を知っていただいて、適正な負担をしていただければと思います。

委員： 受益者負担の適正化という部分で、公民館、保育料、下水道使用料、国民健康保険料、こういったものが出てきていて、いずれも、生活に密着したものであるため、慎重に対処していかなければならないのであり、この改革の方向として、受益者の負担が適正であるかということは、行政としては当然の基本原則だと思えます。公正で適正であるかどうかということは常に考えていかなければならない問題だと思えます。

ただ、その前提としてサービスの低下は来させないという方向だとか、あるいは市民が納得できる取り方。今、議題にあがっている公民館使用料の問題は1年もかけて検討しました。そして、公民館の使用についても公平な負担をすべきだという答申が出ました。保育料についても、具体的にどうするかという話になれば、しかるべき場で慎重に審議されるだろうと思います。私どもは、ここで提起されたとおり公正で公平な負担をしてもらいたいと思います。市民としては当然のことと思います。

会長： 市の財政状況や審議会の会議録が市民に公開されまして、市民の方々が保育園の問題にせよ何にせよ、関心を持たれるようになったことは結構だと思います。しかし、送っていただいた市民からの要望書・意見は、こちらで考えていることがどこまで伝わっているのかわからないところもあり、また、風説が先行しているような表現も見られ、いささか驚いています。もう少し正しく市民の方々へ情報が伝達されるように、これからの市のあり方を進めていただけたらと考えております。

これで審議は終わりということになりますが、よろしいでしょうか。

委員： 最後に、市政全般をスーパーバイズする人が必要ではないか。行財政改革にしても、力関係で増やしたり減らしたりするのではなく、必要なものは増やす、必要でないものは減らす。市長とすれば、やはり人気稼業ですからなかなか思い切ってトップダウンがやりづらい。

アメリカのように、シティーマネージャー制というのでしょうか、行政のプロが必要なもの、必要でないものに分ける、良く働く人には給料を上げるなど、そういう制度はまだ日本には無いようですが、そうでもしなければ行き詰まってしまうのではないかと思います。

委員： 先程会長から市民が正しく情報を判断できるよう、正しい情報を流す努力をしていくというお話がありました。市民から色々と寄せられた意見の中には非常に前向きで建設的なものもある。そのようなものについては、積極的に参考にさせていただきたいと思います。

会長： これで本日の審議を終わりにします。次回は9月2日で、意見書を取りまとめます。時間が無いものですから、出来るだけ早めに意見書の草案を作成していただいて、各委員にお送りいただきたいと思います。

本日はこれで閉会いたします。

（閉会）